

東浦町監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき町長から措置を講じた旨の通知があったので、同行の規定により次のとおり公表する。

令和8年10月21日

東浦町監査委員 阿知波 清三
同 秋葉 富士子



1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 日時

令和8年7月29日（水）午前11時10分から午後2時15分

3 監査の対象

（1）財政援助団体

森岡地区コミュニティ推進協議会、緒川地区コミュニティ推進協議会

（2）所管課

住民自治課

4 監査結果に対する措置の内容

指摘事項及び意見の内容	措置の内容
（1）森岡地区・緒川地区コミュニティ推進協議会共通 （指摘事項：改善） 備品の購入状況を確認したところ、備品ラベルについて取得年月日などが明確に記載されていないものが見受けられた。 適正な備品管理を行うため、備品ごとに取得年月日などの事項を記載したラベルを貼付し、より適切な管理となるよう改善されたい。	（1）森岡地区・緒川地区コミュニティ推進協議会共通 取得日等を記載したラベルを貼付するよう指導します。